

別添

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）

I 特定防除資材及び特定防除資材としての指定が保留されている資材について

1 特定防除資材制度と保留資材

- (1) 無登録農薬の製造・使用禁止などを内容とする平成14年の農薬取締法改正において、安全であることが明らかな資材が登録義務や使用規制を受けることのないよう、特定防除資材（特定農薬）制度を創設した。
- (2) 平成14年末に実施した実態調査において情報提供のあった約740種の資材については、農業資材審議会農薬分科会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会による合同会合（以下、「合同会合」という。）において、特定防除資材として指定すべき資材について検討を開始した。
- (3) 合同会合における検討等の結果、情報提供のあった資材のうち食酢、重曹及び一部天敵については、特定防除資材として指定することとした。情報提供のあったその他の資材については、農薬としての安全性等に関する情報が不十分であったため、特定防除資材としての指定の判断を保留（以下、「保留資材」という。）し、安全性等の情報を収集することとした。

2 保留資材の取扱い

- (1) 保留資材については、農業生産現場で使用されているとの情報が提供されたため、仮に防除目的に保留資材を使用したとしても、農薬効果を謳って販売しない限り、暫定的に使用者が自分の責任と判断で使うことを可能とした。
- (2) その後、科学的知見から、安全性に問題がある資材（ナフタレン等）を除外してきたが、平成19年11月現在、475種類の保留資材が存在している。

II 今後の対応方向

1 保留資材の整理

平成19年10月30日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会第8回合同会合において了承されたことを踏まえ、保留資材については、下記の方針により整理を行うこととする。

- ① これまで保留資材としてきた資材について、有機農家等に対する調査を通じて、使用資材及び使用目的を把握する。
- ②-1 使用実態があるとされた資材については、提供されたデータを用いて安全性及び薬効について確認を行う。
- ②-2 使用実態が把握できない資材については、今回のパブリックコメントにおいて、さらに情報を収集し、使用実態の有無を明らかにする。
- ③ これらの情報収集の結果及びこれまでの合同会合での審議内容等を踏まえ、2「具体的な区分及び取扱いに従って区分Aに分類された資材について、特定防除資材としての指定の可否を、次回（第9回）の合同会合以降検討する。また、区分Cに分類された資材について、保留資材から除外する等の対応を行う。

2 具体的な区分及び取扱い

区分A：既に農林水産省・環境省にデータが提出されているか、現場で使用されている資材→指定の可否について検討

これまでの合同会合にデータが提出されている木酢液及び電解水、並びに現在事務局でデータを検討中の資材については、本区分に該当するものとして取り扱う。

本区分に分類される資材については、今後、評価基準に従って安全性及び薬効について確認を行い、特定防除資材としての指定の可否について検討を行う。

区分B：現時点で使用に関する情報が得られていない資材
→情報を収集の上、取扱いを整理

本区分に分類される資材のうち、今回のパブリックコメントにおいて使用実態（有効性、安全性に関する情報を含む）を有するとして情報提供がなされ、その妥当性が確認できた資材については区分Aに分類する。

一方、情報提供がなされなかった資材、あるいは提供された情報から有効性や安全性について適切な情報が得られなかった資材については、使用実態が確認されなかったものとして、保留資材から削除する。

区分C：保留資材から削除する資材

以下のような資材については、保留資材から削除する。

- ① これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材
- ② 文献等により、ヒト等に対して一定以上の毒性を有している資材
- ③ 農薬取締法及び他の法令で既に規制されている資材
 - ・人畜に対する安全性に係る法令等（食品衛生法、消防法等）により規制等が行われている資材
 - ・環境安全性に係る法令等（家畜排泄物法、化管法等）により規制等が行われている資材
- ④ 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材
- ⑤ 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材（魚、カニ類、いね科作物、灰、洗濯廃液等）

3 区分Cに分類された資材の取扱い

(1) 上記の①、④に分類された資材は、特定防除資材に該当しないことから、使用者の責任と判断で使用することは何ら問題のない資材として取り扱う。ただし、防除に用いる資材として宣伝することは、農薬取締法に抵触するおそれがあるので、宣伝等は行わないよう指導する。

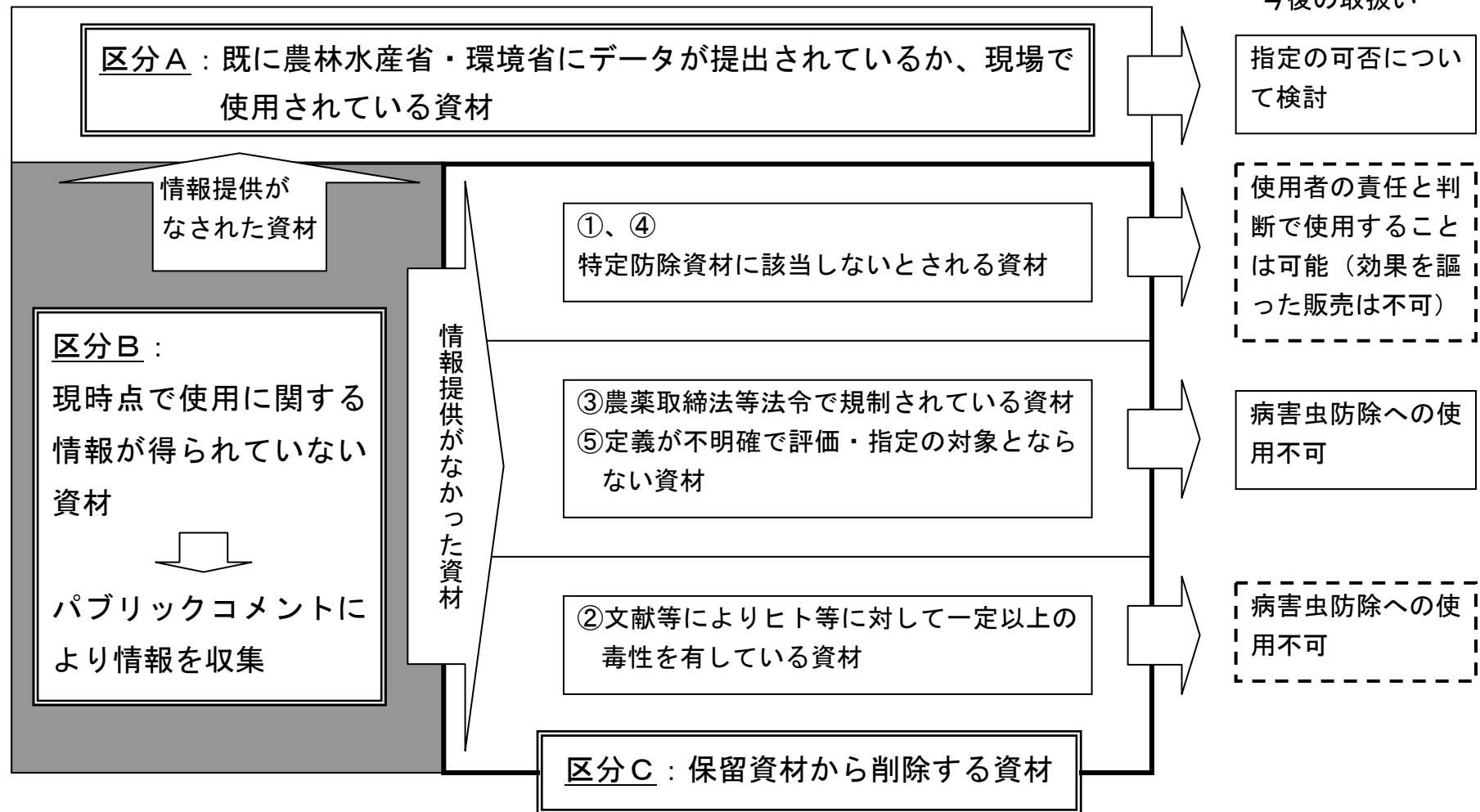
なお、これらの資材について、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

(2) ②に分類された資材は、安全性に問題がある可能性があることから、農作物等に対して使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

なお、これらの資材であっても、製造方法を明確にすること等により安全性に関する問題が解決できることが示され、かつ評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

(3) ③、⑤に分類された資材については、農作物等の病虫害防除に使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

区分とその取扱い（概念図）



※ 取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。

【区分A】 26 資材

- (1) インドセンダンの実・樹皮・葉
- (2) ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)
- (3) ヒノキの葉
- (4) ヒノキチオール(ヒノキ科植物から水蒸気蒸留)
- (5) ホソバヤマシゾ(シソ科)
- (6) 木酢液
- (7) 竹酢液
- (8) 片栗粉(ばれいしょデンプン)
- (9) コーンスターチ
- (10) 米デンプン
- (11) 麦デンプン
- (12) ショウガ
- (13) 焼酎(泡盛)
- (14) 糖蜜
- (15) ワサビ根茎
- (16) ニンニク根茎
- (17) ネギの地上部
- (18) ヒバ油(ヒノキチオール)
- (19) 食用天然ハーブ精油
- (20) 陳皮(ミカンの皮)
- (21) イギス海藻(サンゴ海藻)
- (22) 月桃(ショウガ科ゲットウ)
- (23) 糖類
- (24) 酸性電解水
- (25) メチオニン(アミノ酸)
- (26) デキストリン

【区分B】148資材

- (1) イチジク樹液
- (2) オクラ(木本性植物(野菜のオクラではない))
- (3) カキ殻
- (4) 柑橘類(オレンジ・グレープフルーツ)種子
- (5) ステビア(キク科の甘味植物)
- (6) 茶の葉
- (7) 肉桂・桂皮(ニッキ・シナモン)
- (8) 灰(原材料:カシの葉)
- (9) 灰(原材料:もみ殻)
- (10) ヒバ木材
- (11) ペパーミントの葉
- (12) 粕殻酢液
- (13) ヤマイモキチナーゼ
- (14) ユーカリ油
- (15) レモングラス(イネ科)
- (16) 苦楝(クレン:センダンの樹皮)
- (17) 木酢タール
- (18) グレープフルーツの種子
- (19) ビール
- (20) コーヒー粕
- (21) コーヒーの実
- (22) アゼツシマミミズ
- (23) イタドリ
- (24) イチョウ
- (25) ウコン
- (26) オウゴン(シソ科コガネバナの根)
- (27) オオバコ
- (28) カッコ(マメ科クズの根)
- (29) 活性炭(原材料:おがくず)
- (30) 活性炭(原材料:もみ殻)
- (31) 活性炭(原材料:ヤシ殻)
- (32) 甘草(マメ科カンゾウ)
- (33) クララ(苦参)
- (34) ゴマ油
- (35) 山椒葉
- (36) シルクパウダー
- (37) スギナ
- (38) セイロンシナモン
- (39) 赤色イオウ細菌
- (40) センブリ(リンドウ科)
- (41) ダイオウ(大蒜(タデ科))
- (42) チョウセンニンジン(根茎)
- (43) チョウセンニンジン(葉)
- (44) トウガラシ果実
- (45) ドクダミ

- (46) ナツメ
- (47) ナンテン
- (48) 乳酸菌
- (49) ハッカ
- (50) ハマスゲ
- (51) ヒノキ
- (52) ヒバ
- (53) ひまし油
- (54) ビワの葉
- (55) プロポリス
- (56) ペニシリウム・ピラーイ菌
- (57) ホッキ貝貝殻
- (58) マタタビ果実
- (59) 黄柏(ミカン科キハダの樹皮)
- (60) 黄蘗
- (61) 黄連(キンポウゲ科オウレンの根)
- (62) 黄芍
- (63) 海人草(かいにんそう: ふじまつも科)・マクリ
- (64) 鬼杖根
- (65) 香甘菊
- (66) 山麻杵
- (67) 紫草(シソウ: ムラサキ科ムラサキ)
- (68) 小通草(ショウツウソウ)
- (69) 松節油
- (70) 石椒草
- (71) 蒼朮(ソウジュツ: キク科ホソバオケラの根)
- (72) 大血藤
- (73) 丹参(タンジン: シソ科)
- (74) 当帰(セリ科トウキの根)
- (75) 半夏(ハンゲ: サトイモ科カラスビシャクの根)
- (76) 番椒(バンショウ)
- (77) 百部根(ビャクブコン: ビャクブ科ビャクブの根)
- (78) 椒目(シユクモク: ミカン科カホクサンショウの種子)
- (79) 芍薬(ポタン科シャクヤクの根)
- (80) 黄檗(キハダ)
- (81) サイシン
- (82) センキュウ
- (83) タイソウ
- (84) 白参(ハクジン(オタネニンジン: 根はチョウセンニンジン))
- (85) キトサン
- (86) オオイタドリ
- (87) クマザサ
- (88) エクロニア・マキシマ(海藻)
- (89) ラフマ
- (90) シトロネラ
- (91) 菖蒲葉(サトイモ科ショウブの葉)
- (92) ポウフウ葉
- (93) ラベンダー

- (94) レッドクローバー
- (95) レンゲ
- (96) 悪茄子
- (97) 楠
- (98) 馬尾松(ばびしょう: 中国産まつの1種)
- (99) 琉球桑
- (100) L-プロリン
- (101) 5-ALA
- (102) アミノレブリン酸
- (103) アルカリ性電解水
- (104) エチル-3-インドールアセテート
- (105) オゾン水
- (106) 石鹼
- (107) 脱酸素水
- (108) タンニン酸
- (109) ペプトン
- (110) ヒポキサンチン
- (111) マロン酸
- (112) マロン酸二ナトリウム
- (113) 脂肪酸グリセリド(デカノイルオクタノイルグリセロール)
- (114) フマル酸二ナトリウム
- (115) リグニンスルホン酸塩
- (116) リンゴ酸二ナトリウム
- (117) イノシン
- (118) インドール酢酸
- (119) カイネチン
- (120) 過炭酸ナトリウム
- (121) カテキン
- (122) カフェイン
- (123) カリ石鹼
- (124) 酢酸カルシウム
- (125) システイン
- (126) 水溶性セルロース
- (127) デカノイルオクタノイルグリセロール
- (128) テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット
- (129) ドデシルベンゼン(アルキルベンゼン)
- (130) トリプトファン
- (131) トレハロース
- (132) フミン酸
- (133) フルボ酸
- (134) プロピオン酸アンモニウム
- (135) ベンジルアデニン
- (136) ポリエチレン
- (137) ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル
- (138) ポリビニルアルコール
- (139) マグネシウム
- (140) カオリン
- (141) ゼオライト

- (142) セピオライト
- (143) アデニン
- (144) ステアリン酸ナトリウム
- (145) オレイン酸
- (146) 石灰石
- (147) 長石
- (148) トリプトン

【区分C】294資材

1. これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材（区分C－①：90資材）

- (1)アオサ
- (2)青ジソ(シソ)
- (3)アオノリ
- (4)アケビ果実
- (5)アルファルファ
- (6)アルファルファペレット
- (7)アロエ
- (8)イネ
- (9)ウイスキー
- (10)オート麦
- (11)オリーブ油
- (12)果糖ぶどう糖液糖
- (13)カヤの実
- (14)寒天
- (15)キャベツ
- (16)牛乳
- (17)きゅうり
- (18)クルミ
- (19)鶏糞
- (20)ケール
- (21)コーラ
- (22)コショウの実
- (23)粉ミルク
- (24)米(強化米、くず米など)
- (25)米糠
- (26)コンブ
- (27)根粒菌
- (28)砂糖(白砂糖、三温糖、黒砂糖等)
- (29)サラダ油(市販品)
- (30)シイタケ
- (31)ショウキョウ
- (32)食塩
- (33)除虫菊粉末
- (34)スモモ果実
- (35)スルメイカ
- (36)ソラマメ果実
- (37)ダイコン
- (38)大豆
- (39)たばこの葉
- (40)トウモロコシ果実
- (41)綿実油
- (42)トマト
- (43)ナシ果実

- (44) ナタネ油
- (45) 納豆
- (46) にがり
- (47) 日本酒
- (48) ニラの葉
- (49) ニンジン
- (50) ネギ
- (51) パイナップル
- (52) 麦芽
- (53) ハクサイ
- (54) バナナ果実
- (55) パパイヤ
- (56) ブドウ果実
- (57) ブドウ糖
- (58) 放線菌
- (59) ホウレンソウ
- (60) マーガリン
- (61) ヤマイモ根茎
- (62) ヨーグルト
- (63) ヨモギ
- (64) リンゴ果実
- (65) レモン果実
- (66) ワイン
- (67) ワラビ
- (68) 植物生育促進菌類「フォーマ菌」
- (69) 布海苔
- (70) 有機酸カルシウム
- (71) EDTA-4H のカルシウム塩
- (72) 硫黄
- (73) エチレングリコール
- (74) クレオソート(クレゾール)
- (75) ジベレリン
- (76) 消石灰
- (77) 炭酸カルシウム
- (78) ナフタリン
- (79) 生石灰
- (80) ホウ酸
- (81) ポリリン酸カリウム
- (82) 水
- (83) 硫酸銅
- (84) 塩化ベンザルコニウム
- (85) 塩基性塩化銅
- (86) 灯油
- (87) アミノ酸
- (88) 各種微量元素
- (89) 天照石
- (90) 光明丹

2. 文献等により、毒性を有している可能性がある資材（区分C-②：30資材）

- (1) 椿サポニン
- (2) *Tyophora Asthmatica* の葉
- (3) アセビ
- (4) お茶の実
- (5) キラヤ材(シャボンの木)
- (6) 大豆サポニン
- (7) 茶の実の粕
- (8) ツバキ油
- (9) ツバキ油粕
- (10) ツバキの種子
- (11) ひとで
- (12) ユッカ(リュウゼツラン科)
- (13) スズラン
- (14) アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
- (15) カチオン界面活性剤
- (16) スチレンポリマー
- (17) 乳酸
- (18) ポリアクリルアミド
- (19) メチルアルコール
- (20) 塩化マンガン
- (21) 塩酸
- (22) 尿素
- (23) 無水硫酸銅
- (24) 硫酸第一鉄
- (25) 過酸化カルシウム
- (26) 次亜塩素酸カルシウム(高度サラシ粉)
- (27) ドライアイス
- (28) ポリエチレングリコール
- (29) グアヤコール
- (30) 安定化二酸化塩素

3. 他の法令ですでに規制されている資材（区分C-③：54資材）

- (1) 家畜屎尿
- (2) 堆肥
- (3) パイナップル酵素
- (4) 遺伝子組み換え酵母
- (5) ウサギの尿
- (6) ウサギのフン
- (7) 豚の尿(EM菌で発酵)
- (8) 過酸化水素水(オキシドール)
- (9) 酢酸ボルドー(酢酸銅+生石灰のボルドー液)
- (10) シアナミド
- (11) 水酸化ナトリウム
- (12) アスコルビン酸
- (13) ギ酸カルシウム
- (14) クエン酸-3-カリウム

- (15) グリセリン
- (16) グリセリン 脂肪酸エステル
- (17) 珪砂
- (18) 珪藻土
- (19) コウモリの骨を腐熟させたリン酸カルシウム
- (20) 酒石酸
- (21) シンナムアルデヒド
- (22) 水酸化カリウム
- (23) ソルビット
- (24) ソルビトール
- (25) 二酸化ケイ素(シリカゲル)
- (26) プロピレングリコール
- (27) 硫酸アンモニウム
- (28) 塩化カリウム
- (29) 塩化マグネシウム
- (30) 脂肪酸
- (31) エタノール
- (32) オゾン
- (33) オレイン酸ナトリウム
- (34) クエン酸
- (35) コハク酸ナトリウム
- (36) 次亜塩素酸
- (37) 次亜塩素酸ナトリウム
- (38) ソルビタン脂肪酸エステル
- (39) 多価アルコール脂肪酸エステル(ショ糖ラウリン酸エステル)
- (40) 炭酸水素ナトリウム・銅液剤
- (41) 銅イオン水
- (42) パントテン酸カルシウム
- (43) ヒドロキシプロピルデンブレン
- (44) プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル
- (45) 過マンガン酸カリウム
- (46) 銀
- (47) 硫酸マンガン
- (48) フマル酸
- (49) リンゴ酸
- (50) 酢酸
- (51) 第三リン酸ナトリウム
- (52) 1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン
- (53) ホウ素
- (54) ビタミン B₂

4. 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材(区分C-④:2資材)

- (1) カーボンブラック
- (2) ナイロン不織布

5. 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材(区分C-⑤:118資材)

材)

- (1) CSL (コーンスティープリカー; トウモロコシの発酵過程でできる物)
- (2) アガリクス
- (3) 油粕
- (4) いね科植物
- (5) エビ類
- (6) 貝化石
- (7) 海草
- (8) カゼイン
- (9) カニ類
- (10) 柑橘類 (オレンジ・グレープフルーツ)
- (11) ギシチャー
- (12) 魚
- (13) 魚粉
- (14) 鶏骨
- (15) 小魚
- (16) コトニー
- (17) 酒粕
- (18) 山野草
- (19) ジークン
- (20) 竹
- (21) トマト果実及び葉茎等の残さ
- (22) 灰 (かまどの灰)
- (23) 灰 (原材料: 野菜の残さ)
- (24) 灰 (原材料: 野草)
- (25) ヒノキ及びスギの樹皮、茎あるいは枝葉の破砕及び粉碎剤
- (26) マツ
- (27) 松の根
- (28) 黄作高
- (29) 活性炭 (原材料: 天然ゴム)
- (30) 光合成細菌
- (31) 酵母菌
- (32) 雑穀
- (33) 山鶏根
- (34) 山枝子
- (35) 小溝樹
- (36) 植物油脂
- (37) 青草 (雑草やわき芽、ハーブなど)
- (38) 淡水藻類
- (39) 竹林菌
- (40) 豆粕 (マメカス)
- (41) 南天星
- (42) 醗酵モロミ残渣液
- (43) 微生物培養エキス
- (44) カツオの魚体
- (45) 活性炭 (原材料: 木材)
- (46) 食用きのこ菌

- (47) その他の糖質(フルクトース、マルトース、ソルブスターチ、デキストリン)
- (48) 多糖類
- (49) 天然ハーブ精油(食用以外のもの)
- (50) ハナズボミ
- (51) ふすま
- (52) 風呂の残り湯
- (53) ミント類
- (54) 魚煮出し分解濃縮液
- (55) 酵母エキス
- (56) 20 数種の岩石
- (57) アルカリ性ビルダー
- (58) 安定剤
- (59) オーシャンナーゼ
- (60) 海洋深層水から作られた塩
- (61) 海洋堆積岩
- (62) 各種ビタミン
- (63) 各地から採取した土
- (64) 過酸化脂質
- (65) キレート亜鉛
- (66) キレート鉄
- (67) 酵素
- (68) 鉱物質粉体
- (69) 高分子ポリマー
- (70) コーゲンターゼ
- (71) 糖アルコール
- (72) 食品添加物
- (73) スモーク油乳化剤
- (74) 総合酵素
- (75) その他微量元素
- (76) 炭素酸(コークス、無煙炭)
- (77) 直鎖アルキルベンゼン系
- (78) 天然ワックス
- (79) 粘土
- (80) ピーモア(りん鉱石)
- (81) ビタミン類
- (82) ヒューミックアシズ
- (83) プラスチック
- (84) 分散/展着剤(5%)
- (85) 保存剤
- (86) ミネラル
- (87) やし油脂肪酸
- (88) ライフグリーン(天然石)
- (89) 界面活性剤
- (90) 鉱滓粉末
- (91) 香料
- (92) 高級アルコール系界面活性剤
- (93) 植物性界面活性剤
- (94) 食品用界面活性剤

- (95) 洗濯の廃液
- (96) 総合アミノ酸
- (97) 炭酸塩有機酸
- (98) 天然乳化剤及び乳化剤
- (99) 廃油
- (100) 非イオン性乳化剤
- (101) 微量要素肥料
- (102) 防腐剤
- (103) 有機酸
- (104) 有機溶剤
- (105) タンパク質分解酵素
- (106) 海水
- (107) 核酸関連物質
- (108) カンフル液
- (109) ケイ素を含む鉱石
- (110) 脱酸素剤
- (111) 中性洗剤(ママレモン)
- (112) 波動水
- (113) ビターゼ
- (114) 有機ゲルマニウム
- (115) パラフィン、パラフィンワックス、ワックス
- (116) セラミック水
- (117) 電子エネルギー水
- (118) 粘着剤